

福島第一原子力発電所における取材時の注意事項について

取材グループ

報道機関における取材については、「安全第一」および「核物質防護並びに保障措置の遵守」を前提として、以下の注意事項を確認いただいたうえで、行っていただくようお願いいたします。

- ・ 注意事項について遵守いただけない場合は、直ちに取材を中断させていただくとともに、事象によっては今後の取材をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 取材実施については、注意事項を確認、遵守いただける報道機関のみを対象といたしますので、このことを承諾いただいたうえで、取材の申し込みをお願いいたします。

1. 手荷物について

- 発電所構内に持ち込める物品は「事前に申請いただいたムービーカメラ・スチールカメラ（型式が必要）」「取材ツール（ペン、ノート、ICレコーダー、個人線量計等）」「貴重品（財布等）」のみとなります。持ち込み物品以外の荷物は、集合時にマイカーに保管、または当社による送迎車中に置いてください。
※タクシー利用の場合は、当社による送迎車中に置いてください。
※発電所構内へのスマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレット型デバイス、事前申請のない個人カメラ等の持ち込みはできません。

2. 携行品・服装について

- 発電所入構の際、顔写真付きの本人確認書類（パスポート、運転免許証の原本）が必要となりますので、必ず持参してください。 忘れた場合は入構できません。
- 半袖、半ズボン、七分丈、スカート等の服装、サンダル、ヒールの高い靴等での入構はできません。長袖、長ズボン、動きやすい靴をご準備ください。
- 保護衣、積算線量計、マスク、手袋等の人体の保護に必要な装備、その他入構に必要な備品等は、当社が準備します。

3. 放射線被ばくについて

- 発電所構内の取材については、放射線被ばくが伴うことを、あらかじめご了承ください。
※1回（1日）の取材における被ばく上限値は、100 μ Sv（マイクロ・シーベルト）となります（連続する取材の場合の被ばく上限値は、300 μ Sv/月）。
<100 μ Svとは・・・>
東京～ニューヨーク間を飛行機で移動した際に、自然界から受ける被ばく線量と同等レベル。
※取材当日は、被ばく線量を適切に管理します。取材の行程進捗にかかわらず、80 μ Sv（線量の高い現場であれば70 μ Sv）の被ばくが確認された時点で取材を中断し、すみやかに退構します。
- 被ばく線量管理の観点から、事前に調整、案内している場所・ルート以外の取材はできません。

4. 撮影機材について

- 発電所構内の撮影用に持ち込めるムービーカメラおよびスチールカメラは、事前に複数台の申請をいただいても、1取材案件につき原則1台ずつとさせていただきます（合同取材等では、代表カメラでお願いする場合があります）。なお、360度カメラ・大型スタビライザー・ドローンカメラ等の特殊な撮影機材の使用は禁止です。
- 汚染防止および安全確保の観点から、照明機材、三脚の使用を制限させていただきます場合があります。なお、撮影機材は、必要に応じて事前に養生（レインカバー、養生テープ、ラップ等での保護）をお願いするとともに、仮に汚染確認後、除染ができなかった場合は、当該機材の持ち帰りができないことをあらかじめご了承ください。

5. 撮影の制限・映像使用の制限について

- 核物質防護に関する法令に基づき、発電所構内での撮影は一部制限（監視カメラ、防護フェンス、出入口、警備施設等）があります。また、撮影については同行する当社社員の指示に必ず従ってください。
※詳細は、<別紙>「原子力施設における核物質防護措置について」を参照。
※発電所構外にある進入路警備施設も撮影できません。
- ◎ 撮影開始の前に、当社社員より注意事項（制限等）を説明します。また取材終了後は、当社社員（防護管理者）により写真や映像をすべて確認します。いかなる場合においても、写真や映像に核物質防護並びに保障措置に関する設備等が映り込んでいるものは、持ち帰ることができません。当該部分のデータ等については、当社社員立ち会いのうえ、その場で削除していただきますので、なるべく細切れの撮影をお願いします。
- 構内移動中のバス内等での撮影は、原則お控えください（撮影の要望があれば、停車します。また、人物中心であっても、撮影により背景に核物質防護並びに保障措置に関する設備の映り込みがあった場合は、すべて削除となります）。
- 雑観や俯瞰撮影における人物の写り込む取材において、接写による個人の特定には十分配慮するとともに、顔、保護衣（胸、背中）・ヘルメット記載の個人名、企業名、車両ナンバーが含まれる写真等については、必要に応じてモザイク処理などをお願いします。また、発言のなかに個人名が含まれた映像については、使用の制限をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. その他

- 発電所構内の取材では、全面マスクや保護衣を装着するゾーンがあります。身体に負担がかかりますので、体調管理には十分に注意してください。
※取材中、体調不良を感じましたら、直ちに当社社員にお申し出ください。
- 取材は、天候、現場の状況などその他理由により、内容の一部を変更する場合があります。
- 発電所構内屋外取材中は、大型休憩所の食堂等を除き、原則食事はできません（ガム・飴等も禁止）。また、構内は禁煙ですので、タバコの持ち込みはできません。
- 集合時間は厳守でお願いします。遅刻された場合は、取材に参加できません。

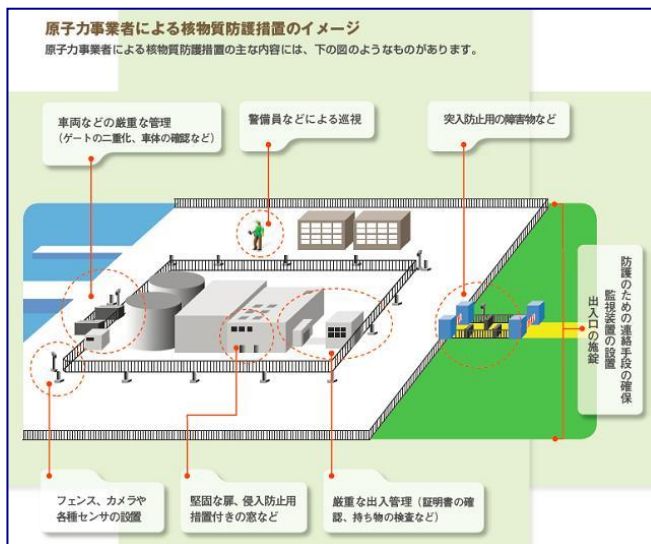
以上

原子力施設における核物質防護措置について

原子力発電所内に入構される全ての方々は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び関連法令に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、外部へ情報が漏れないよう情報を管理することが求められます。

【実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第九十一条 第二項 第二十七号】

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。



出典元：旧独立行政法人原子力安全基盤機構

「All for the Safety JNES NEWSLETTER
SPRING 2007 vol.12」

特集 原子力施設における核物質防護—現状と強化—

「原子力事業者による核物質防護措置のイメージ」より



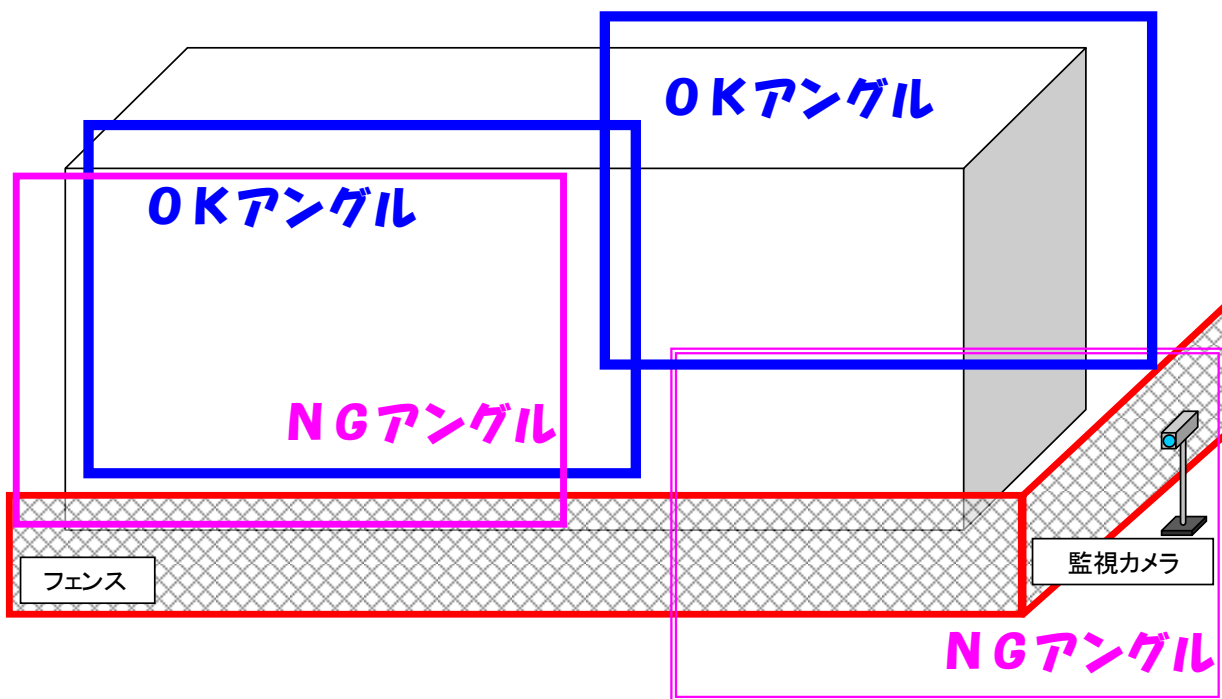
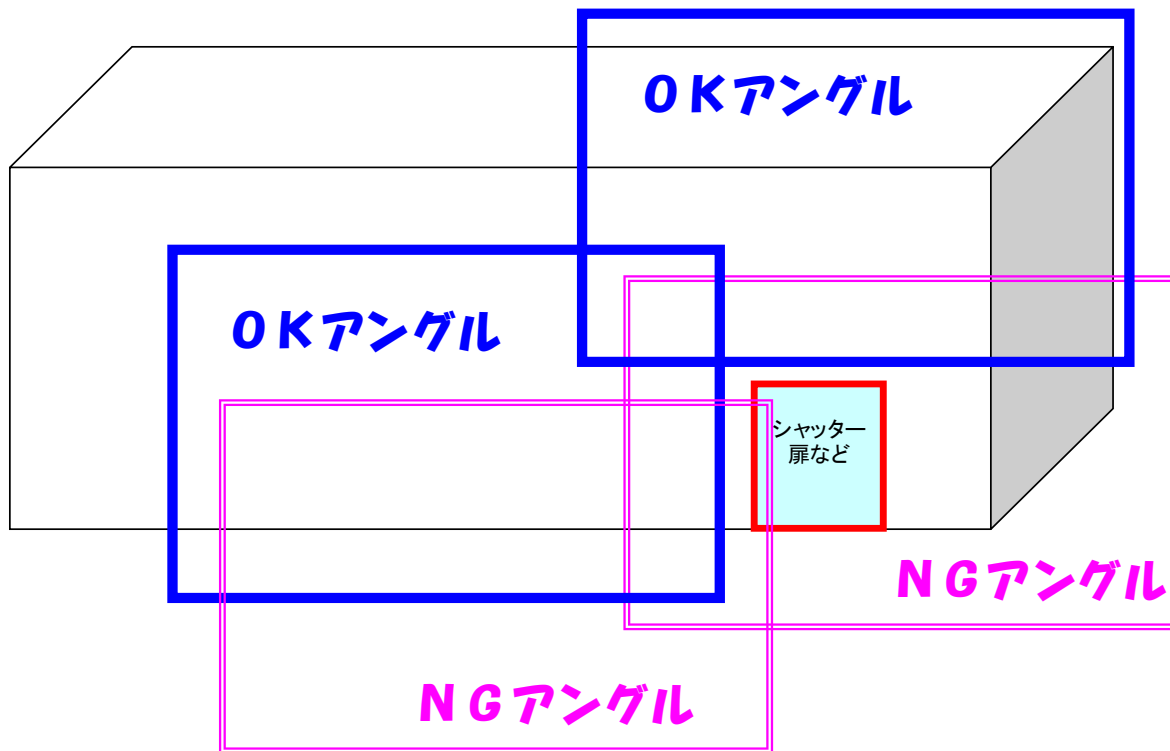
出典元：旧独立行政法人原子力安全基盤機構

「All for the Safety JNES NEWSLETTER
AUTUMN 2010 vol.26」

「核セキュリティ：

原子力発電所についての取り組み」より

＜核物質防護措置を踏まえた撮影イメージ＞



以上